

討 論

平成18年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論の概要をお知らせいたします。

反対討論(共産党)

平成18年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論します。

歳入では、平成18年度は前年度決算額に比べ市税が3・6%増の大幅な伸びと開発公社にかかる土地の買戻しに伴う諸収入の増によって歳入総額は対前年度比10・7%の増です。市民の暮らしが最も反映される個人市民税の状況は、平成18年度決算収入済額は前年度決算額より2億9191万6229円増額です。これは予算でも見込んだ税制改正によるもので市民所得が増えたからでないことは明らかです。市民生活の状況は「滞納者所得階層別集計表」を見ると所得の低い人には暮らしが厳しく貧困と社会的格差の新たな広がりが見えます。担当課でも述べているように今後一層丁寧な納税相談を行うこととします暮らし応援の市政運営が求められます。

この状況で税制改革に伴う人的控除の縮小は、民生費では大きな課題でしたが介護保険や国保では法的対応のみで市独自サービスにおいても新たな対応策を講じていません。教育費では小中学校の耐震化年度計画はIs値の低い校舎が多く計画をさらに早める必要があります。よって平成18年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

賛成討論(自民クラブ)

歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

経済情勢を見ますと、設備投資や個人消費などは緩やかに増加し、景気は回復基調の状況にあります。一方、地方財政は国の三位一体改革の推進により国庫補助金の削減や税源移譲など歳入を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっております。歳入関係では、市税の確保が厳しい環境の中で、収納率は3年連続の向上で、徴収体制の整備が図られた結果によるものと高く評価するものであります。

歳出関係では、予算現額に対する執行率は97・5%となっております。効率よく執行した結果、経費削減が図られたことが認められるものであります。主要な事業では、つくばエクスプレス八潮駅が開業し、駅周辺の都市構造が転換していく中、「景観まちづくり基本計画」「景観計画」の策定や都市計画法に基づく「高度地区の指定」などは、今後のまちづくりに期待するものであります。平成18年度に予算計上されました各事業等に限定された財源の中で効率的に予算執行が行われたことを評価するものであり、平成18年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成します。

医師・医療従事者不足対策に関する意見書

医療技術が最高水準に近い今日の日本において、「最善の医療」を受けるのが難しいばかりか、生命すら脅かされるような危険が日常的に生じ、地域における医師不足・医療従事者不足は深刻な問題となっております。そうした中で、改正医療保険法により、財政的観点からのみ医療費を削ることに重点が置かれ、国民の望む医療提供体制と現実の医療における人員配置との間には大きな乖離があり、小児科医や産科医が地域から消えていくという現象が全国各地で生じています。

日本の医療をすべての国民が効率的に平等に分け合えるような制度にすることは、これからわが国が迎える超高齢社会において、国民が安心して暮らしていただくために欠かせないものです。欧米先進国に比べ日本の医療従事者は不足しており、医療従事者全体のレベルアップも急務です。実効性ある医師不足対策、医療従事者不足対策を実施していくことが肝要です。

よって本議会は、医療提供体制の充実及び医師不足解消のために、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望します。

1. 医師・医療従事者不足の状況について全国的な調査を早急に行い、不足があれば医学部定員の抜本的な増員を行う

2. 医師数が診療科によってバラツキがあるとの指摘を踏まえ、国が医学会と連携して小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医・放射線治療専門医等の当面の増員目標を明示すること

3. 小児医療及び産科医療の地域格差を改善するため、地域における開業医と病院との連携強化など小児救急医療及び産科医療連携体制の整備を強力に支援し、小児科及び産婦人科勤務医の過重労働を改善し、中長期的に小児科医及び産婦人科医の増加を図ること

4. 大学の歯学部や薬学部、さらに看護大学から医学部への転入・編入、医学部への学士編入学など、地方自治体による医師確保策を支援すること

5. 医師・医療従事者の資質向上のための研修の機会の拡充、労働条件の改善を図り、また、一時休業中（休職も含む）、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること、特に、増加する女性医師及び女性看護師が結婚・妊娠を機に病院勤務を辞する必要があるよう仕事と生活の調和を図ることが出来るよう必要な施策を講じること

6. 公立病院のない地域では民間病院がその責任を担っていません。採算割れや医師不足等によって、特定の診療科が休止・廃止され、地域住民が不便・不安を感じる事がないように財政的な補助を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月21日
埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

団塊の世代が引退時期に差し掛かる状況下、小規模企業において、特に事業承継がなかなか進んでいない。

2007年版中小企業白書によると、昨年2006年の企業全体の社長交代率は3・08%と過去最低を記録した。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示している。

また、年間廃業者29万社（2001～2004年平均）のうち少なくとも4分の1の企業は後継者の不在が理由となっている。これに伴う雇用の喪失は毎年20～35万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくない。

こうした、中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっている。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑にすすめていくための総合的な対策を早急に講じる必要がある。

議論が行われ、実際に様々な制度改正も行われてきたところである。しかしながら残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つである。平成19年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところである。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、国に対し強く要望する。

1. 非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること

2. 非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること

3. 相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること

4. 税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月21日
埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣